

香川県動物愛護管理推進計画（第三次）

# 人と動物との調和のとれた 共生社会づくり

《令和3年4月～令和13年3月》

香 川 県

# 目 次

## I 概要

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 対象地域 .....	1

## II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 共通した理解の形成 .....	2
2 犬猫の収容・返還・譲渡と所有明示 .....	3
3 動物による危害と生活環境被害 .....	5
4 動物を取り扱う事業者 .....	6
5 人と動物に共通する感染症 .....	7
6 災害対策 .....	8
7 動物愛護管理の拠点「さぬき動物愛護センター しっぽの森」.....	9

## III 計画の基本方針

1 計画の3つの柱 .....	10
○動物の適正な飼養の推進	
○動物愛護管理の共通した考え方の普及	
○連携・協働による推進	
2 担うべき役割 .....	11
○ 県・高松市の役割	
○ 市町の役割	
○ ボランティアの役割	
○ 県民の役割	
○ 飼い主の役割	
○ 動物取扱業者等の役割	
○ 獣医師の役割	
○ 関係団体等の役割	

## IV 具体的な取組み

1 「動物は家族の一員」に向けての取組み	
施策 1 適正な飼養の推進 .....	15
施策 2 所有明示（個体識別）措置の推進 .....	16
2 「動物は地域の一員」に向けての取組み	
施策 3 飼い主のいない犬猫の減少に向けた地域活動の促進 .....	17
施策 4 動物の飼養に係る地域における理解の向上 .....	18
施策 5 動物取扱業における適正な取扱いの推進 .....	18
施策 6 実験動物の適正な取扱いの推進 .....	18
施策 7 産業動物の適正な取扱いの推進 .....	18

3 人と動物の「未来」に向けての取組み	
施策 8 子どもたちへの呼びかけ .....	19
施策 9 地域における人材育成 .....	19
施策 10 動物愛護管理担当職員（市町職員）への支援 .....	20
4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み	
施策 11 人と動物に共通する感染症対策の推進 .....	20
施策 12 人と動物の災害対策の推進 .....	20

## **V 計画の実現に向けて**

1 計画の周知及び情報提供 .....	22
2 実施計画の策定 .....	22
3 評価・検証と見直し .....	22



# 香川県動物愛護管理推進計画

～人と動物との調和のとれた共生社会づくり～

## I 概要

### 1 計画策定の趣旨

香川県動物愛護管理推進計画は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、市町、ボランティア、関係団体等と連携し、県民の方々と一緒に取り組むための具体的な計画を策定するものです。

### 2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第6条に基づき、県が、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護管理のあり方を具体的に示すとともに、県民、県・市町、ボランティア、関係団体等、動物愛護管理に関わるさまざまな主体が担うそれぞれの役割を明確にして、これらが連携・協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

### 3 計画の期間

この計画は、令和3年4月から令和13年3月までの10年間とします。

### 4 対象地域

香川県の区域とします。



## II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

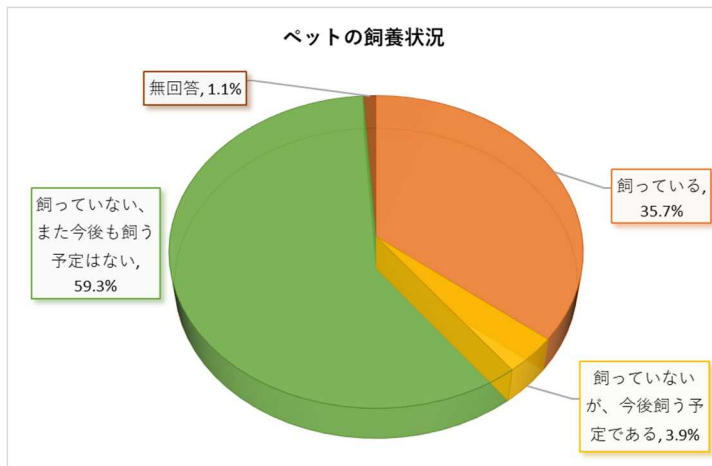
### 1 共通した理解の形成

平成30年度に実施した県政世論調査の結果では、動物を飼養している家庭は約36%を占め、飼養している動物の種類は、犬と猫が上位を占めています。

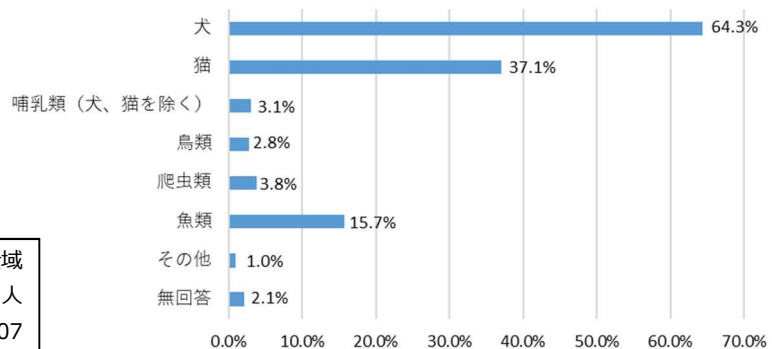
動物愛護管理についての普及啓発は、これまで、さまざまな媒体や、イベント、講習会のほか、動物愛護推進員等の活動を通じて行ってきたところであり、動物の正しい飼い方や飼い主の責務、遺棄・虐待防止などの理解が浸透しつつあります。動物に対する個人の考え方は多様であることを前提とし、動物の愛護及び管理の基本的な考え方や動物の取扱いについての共通した理解が、社会全体で形成されるよう、引き続き普及啓発を推進していく必要があります。

基本的な考え方や共通した理解を形成するためには、県民の意識にあわせて、動物の正しい飼い方の講習会や楽しみながら「いのちの大切さ」を学ぶことができるイベント等の身近な施設での開催や、さまざまな広報媒体を活用した積極的な情報発信、次世代を担う子どもたちへの取組みの強化など、行政や動物愛護推進員を中心としたボランティア、関係団体等と連携・協働し、教育活動や広報活動に取り組むことが重要です。

また、基本的な考え方のもと、それぞれの地域において、実情に応じた共通理解が形成されるための自主的な活動が促進される気運の向上を図る必要があります。



飼養しているペットの種類



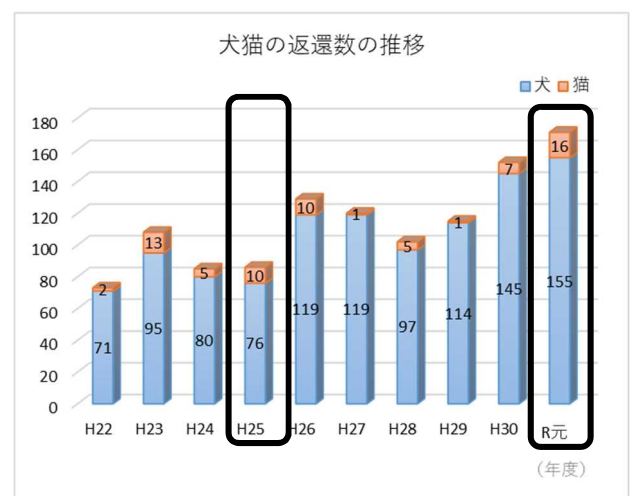
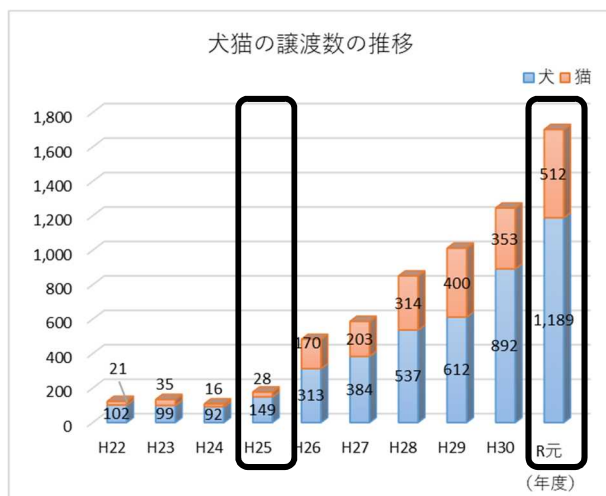
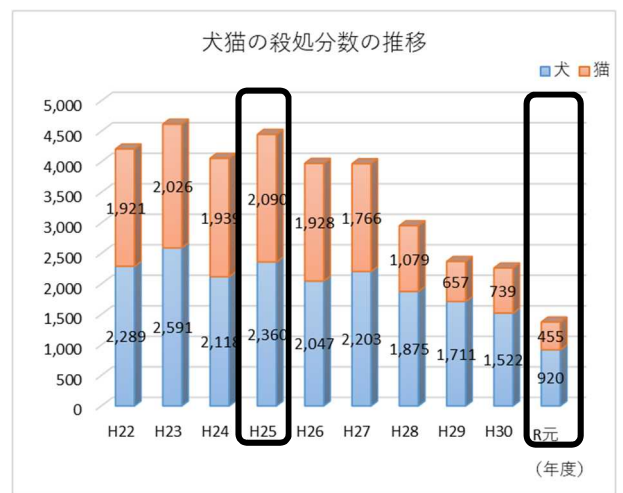
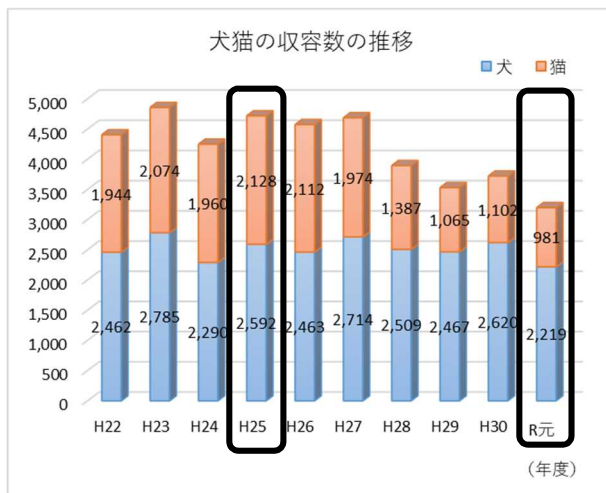
平成30年度香川県県政世論調査 調査地域：香川県内全域  
対象：満18歳以上の県民3,000人  
有効回収数：1,607

(複数回答)

## 2 犬猫の收容・返還・譲渡と所有明示

令和元年度に県内で收容された犬猫の殺処分数は、あわせて1,375頭と、平成25年度の4,450頭に比べ約7割減少しました。しかしながら、犬の殺処分数は920頭で全国ワースト1位、犬の殺処分率は41.5%で全国ワースト5位と全国と比較して高い状況にあります。犬猫の殺処分数を減少させるためには、收容される犬猫の数を削減するとともに、元の飼い主への返還や適正に飼養できる新しい飼い主への譲渡の機会を増加させる必要があります。

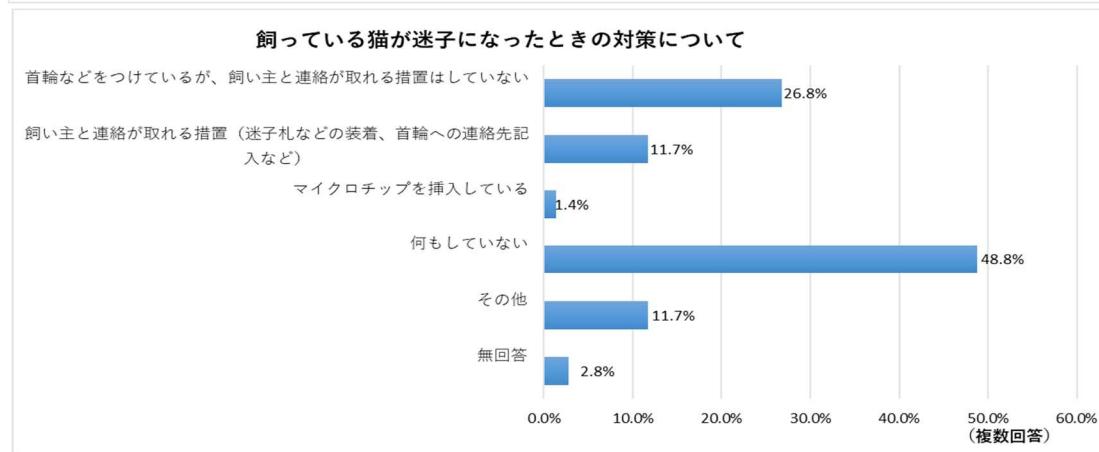
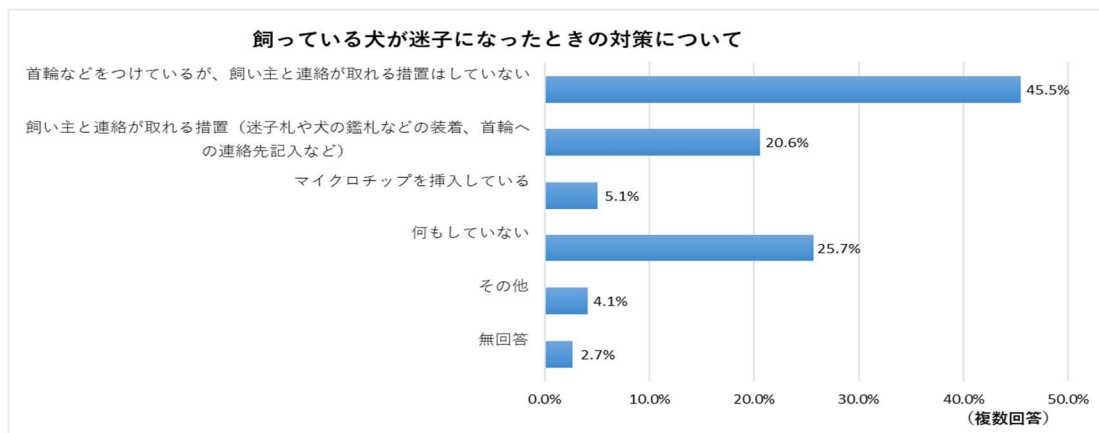
県内で收容された犬猫は、令和元年度はあわせて3,200頭、そのうち犬2,219頭、猫981匹と、平成25年度犬猫の收容数の合計4,720頭に比べ約3割、犬は2,592頭から約1.5割、猫は2,141匹から約5割減少しているものの、特に犬の收容数は全国で最も多くなっています。また、收容される犬猫の大半は飼い主不明の犬猫で、後先を考えない無責任な餌やりによる野犬や野良猫の繁殖、飼い犬猫の逸走や遺棄が原因によるものです。不妊去勢措置や終生飼養の徹底等の適正飼養の推進や、生活環境への影響を考えない無責任な餌やりの抑止により、一層の收容数の減少を図る必要があります。



収容された犬猫の譲渡数は、譲渡ボランティア等の活動や、さぬき動物愛護センターの開所により、平成25年度の177頭から、令和元年度1,701頭と大幅に増加しています。

なお、全国的には、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡先における人への危害の発生や、飼育放棄、譲渡団体における過密飼育等の問題が生じる可能性があることも指摘されていることから、犬猫の譲渡適性を評価したうえで、個体に応じて、適正に飼養できる新しい飼い主に譲渡する必要があります。また、譲渡ボランティアについても、適正な飼養管理を行い、新しい飼い主に譲渡する活動を責任を持って行う必要があります。このため、令和元年度には、「香川県犬及び猫の譲渡事業実施要綱」を改正し、適正な譲渡を推進しているところです。

令和元年度に、収容された犬猫のうち、171頭が元の飼い主に返還され、その頭数は平成25年度の約2倍に増加しています。これは、飼い主がいる可能性の高い犬猫の情報をホームページに掲載したことや、収容期間を延長したことにより、元の飼い主への返還の機会が増加したことによると考えますが、依然として、飼養動物に対して迷子札やマイクロチップなどの所有明示を行っている飼い主は、平成30年度の県政世論調査では犬が約26%、猫が約13%といまだ低い水準です。所有明示は、迷子になった動物や災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にするばかりでなく、飼い主の責任意識を向上させ、遺棄や逸走を未然に防止するためにも必要です。



平成30年度香川県県政世論調査

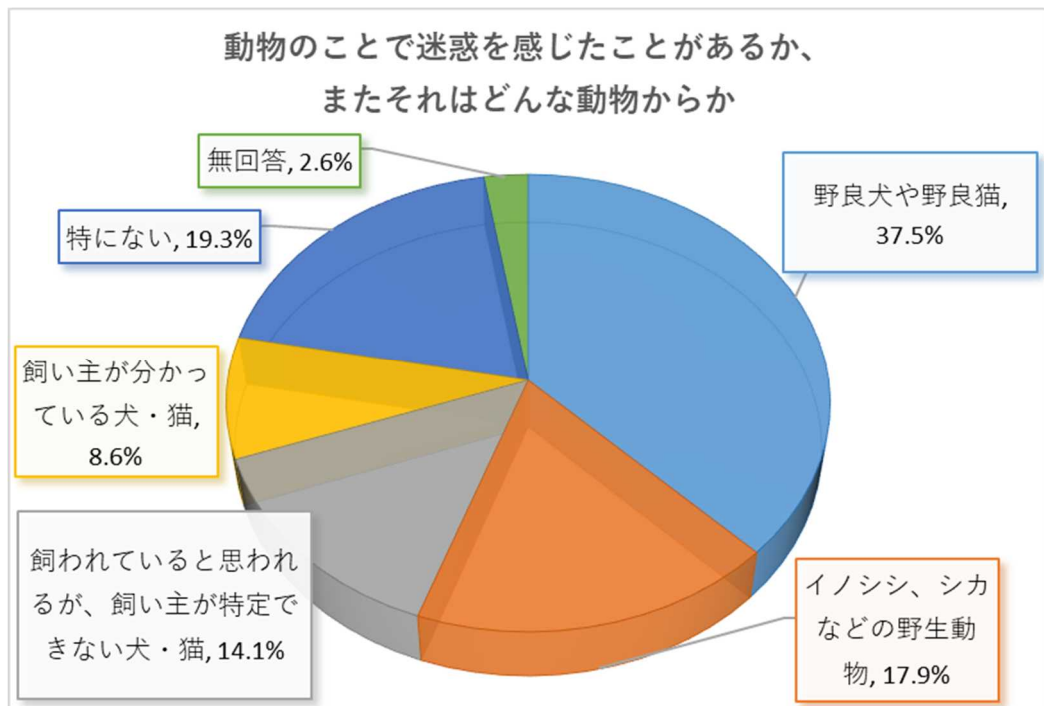


### 3 動物による危害と生活環境被害

県政世論調査では、約80%の方が動物に関わる迷惑を感じたという結果があります。咬傷事故、糞尿、におい、鳴き声等の動物による危害や生活環境被害は、近隣への配慮不足による放し飼い等の不適切な飼養や野犬や野良猫等への無責任な餌やりが一因となっています。

また、迷惑と感じたことのある動物についての調査結果では、飼い主がいない又はわからない動物からという回答が多くを占め、遺棄されたり逸走した家庭動物の野生化や、野生動物への安易な餌付けなどにより、人や農作物、森林への被害や在来生物等の生態系への影響が生じています。

人と動物との調和のとれた関係を築くためには、動物の生態や習性等を理解し、飼養動物を家族の一員と考え、責任を持って地域に配慮したうえで飼養し、また、動物が地域の一員として受け入れられるよう、地域に応じたルールづくりを進めていく必要があります。



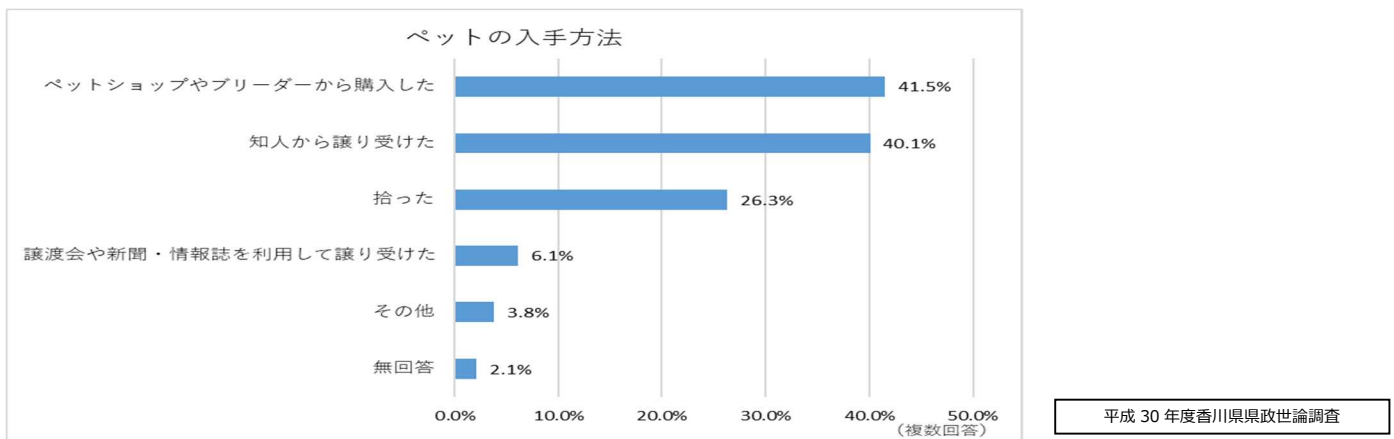
平成 30 年度香川県県政世論調査

## 4 動物を取り扱う事業者

動物の入手先として、ペットショップなど第一種動物取扱業者が、4割以上を占めているほか、近年の殺処分を減らすという気運の高まりから、譲渡活動を行う第二種動物取扱業者から動物を譲り受ける機会も増加しています。動物取扱業者は、飼養に関しての身近な相談窓口や動物の入手の場であり、その役割や責任は大きいです。一方で、動物の不適正な飼養管理を行う業者が依然として見られることなどから、令和元年の法改正により動物取扱業者に対する規制が強化されたところです。

新たな制度の着実な運用により、業界全体の資質向上を図ることで、動物取扱業者が飼い主の模範となるよう求めていくことが必要です。

また、実験動物や産業動物を取り扱う事業者へは、国の動向を踏まえながら適正な飼養管理を普及啓発する必要があります。



### 〈第一種動物取扱業者の登録状況〉

令和2年4月1日現在

	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者登録業種内訳									業種別 内訳計
		販売	販売のうち 犬猫等 販売業	犬猫等販 売業のうち 繁殖を 行う者	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつ せん業	譲受 飼養業	
香川県	305	207	177	160	142	7	18	19	1	1	395
高松市	193	120	97	79	97	3	9	6	0	0	235
合計	498	327	274	239	239	10	27	25	1	1	630

### 〈第二種動物取扱業者の登録状況〉

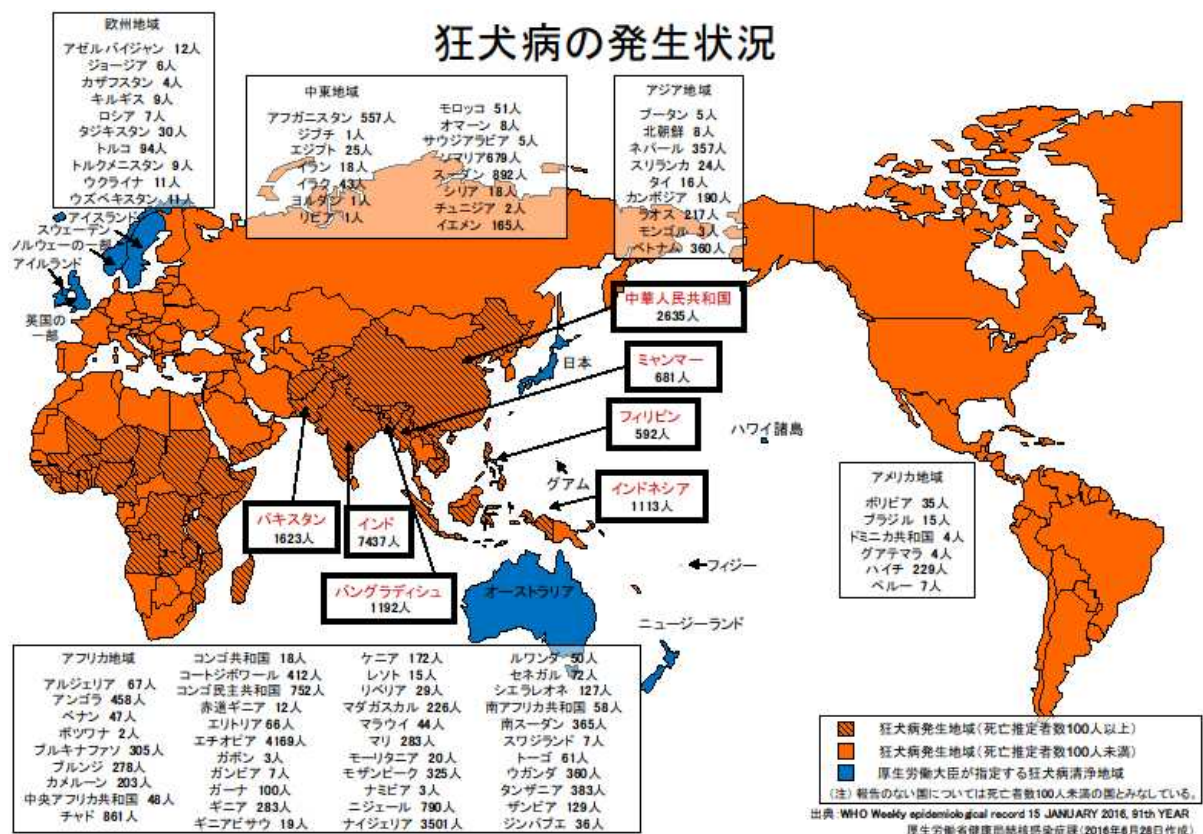
令和2年4月1日現在

	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者届出業種内訳					業種別 内訳計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
香川県	16	14	1	1	0	1	17
高松市	7	6	3	0	0	0	9
合計	23	20	4	1	0	1	26

## 5 人と動物に共通する感染症

人と動物との調和のとれた共生社会においては、人と動物に共通する感染症などから双方の健康を守る必要があります。日本では、昭和 33 年以降に狂犬病の国内感染はありませんが、海外においては現在も発生が続いており、令和元年には、フィリピンで犬に咬まれ、入国後発病、死亡した事例が確認されました。また、主にマダニに咬まれることにより感染する新興感染症である重症熱性血小板減少症候群（SFTS）についても、平成 23 年に国内で発生が確認されています。犬猫が SFTS ウイルスに感染することも報告され、犬猫から人への感染も確認されています。これらの予防対策としては、まず、県民が人と動物に共通する感染症や動物との関わり方についての正しい知識を持つことが重要です。

このことから、動物との関わり方や健康に関する相談窓口の設置、人と動物に共通する感染症についての正確な情報の発信や普及啓発を積極的に進める必要があります。



厚生労働省ホームページより

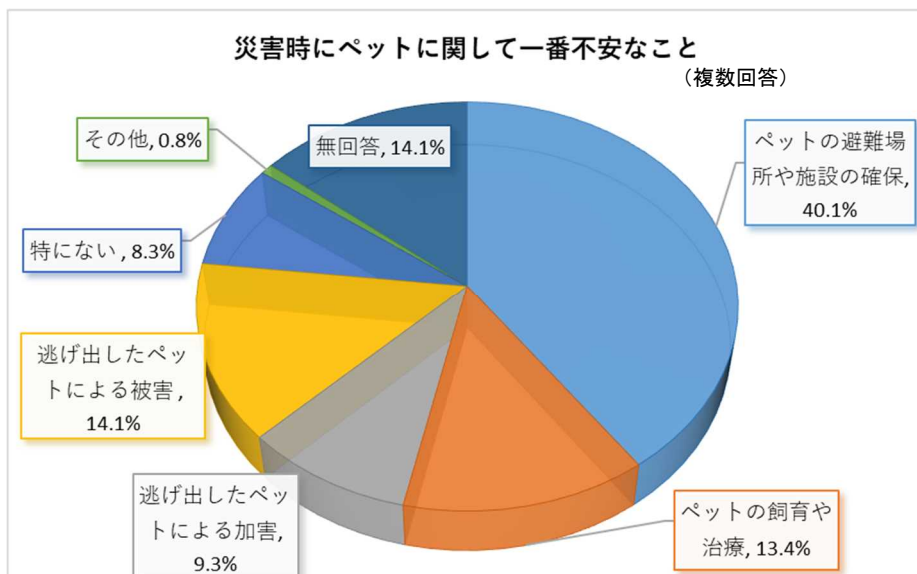
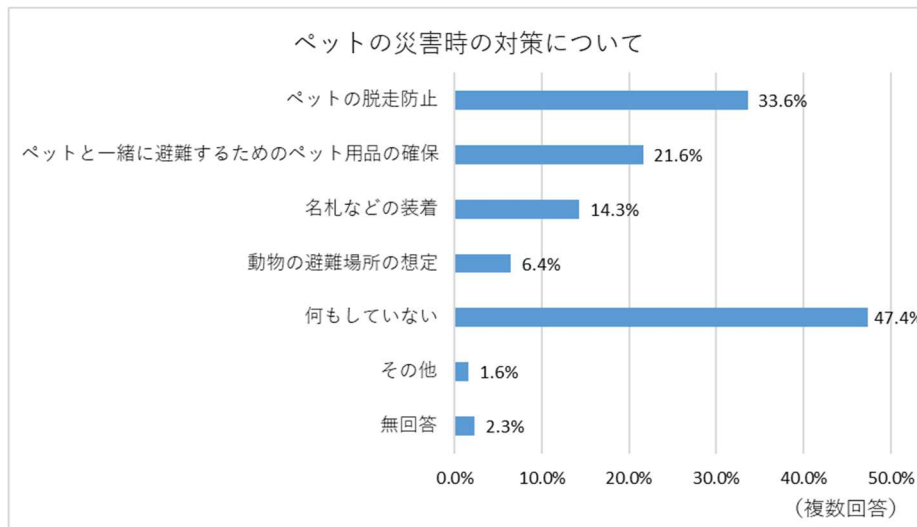
## 6 災害対策

近年の国内における災害事例においては、避難所や応急仮設住宅における同行避難した飼い主と家庭動物の受入れ等が問題となっています。

県政世論調査においても、地震等の災害時に県民が動物のことで不安に思うことは、動物の避難場所や施設の確保、逃げ出した動物による被害などとなっています。また、平常時からの飼い主の災害に対する備えは、依然として十分ではありません。

引き続き、飼い主に対して、平常時からの備えについて啓発を進め、市町において家庭動物と同行避難できる避難所等が選定・運営できるよう支援するとともに、動物の災害対策に係る協定を締結した関係団体、ボランティア等との連携・協働のもと迅速に行われるよう、地域性・災害の特性に応じた体制を構築する必要があります。

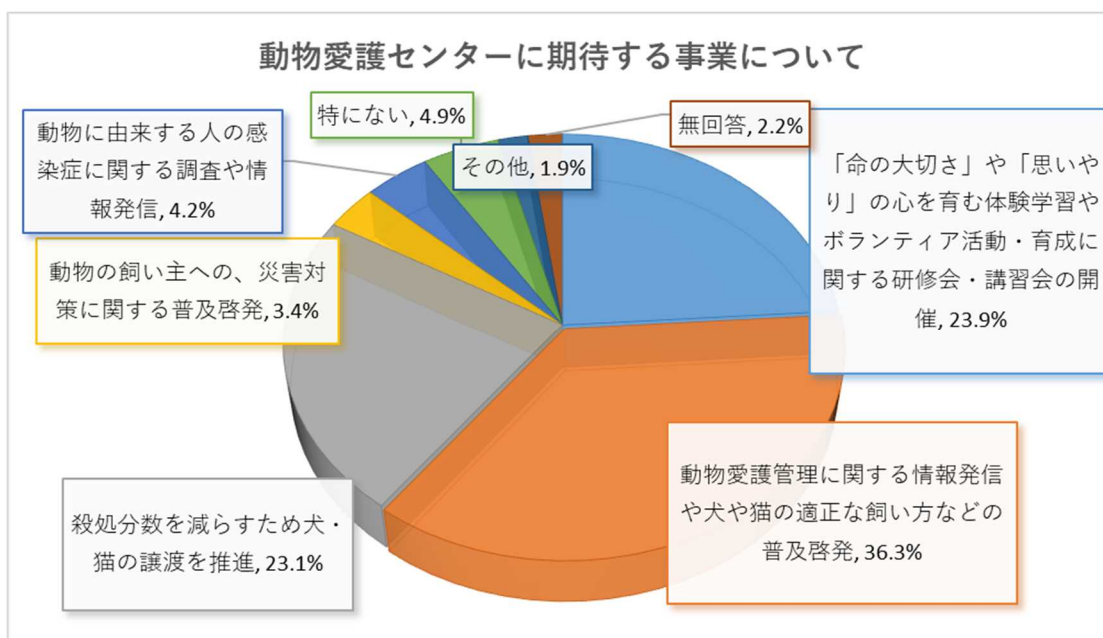
さらに、近年の国内における災害が広域化していることから、関係機関等の連携・協働の下に、広域的な支援体制について検討する必要があります。



## 7 動物愛護管理の拠点「さぬき動物愛護センター しっぽの森」

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、平成31年3月に高松市と共同で開設した「さぬき動物愛護センター しっぽの森」において、動物愛護フェスティバルや動物愛護教室等のイベントによる動物愛護管理の普及啓発や最後まで責任を持って飼うことができる方への犬猫の適正な譲渡に取り組んでいます。

多くの方に動物愛護センターの利用を通して動物愛護管理について考えていただけるよう、さまざまな世代の方を対象とした普及啓発イベントや出張イベントの開催等により動物愛護センターの認知度の向上を図るとともに、ボランティアや関係団体等との連携・協働を強化することにより、動物愛護センターを拠点として、動物愛護管理に関する情報発信と適正飼養の普及啓発や、犬猫の適正な譲渡を積極的に推進する必要があります。



平成30年度香川県県政世論調査

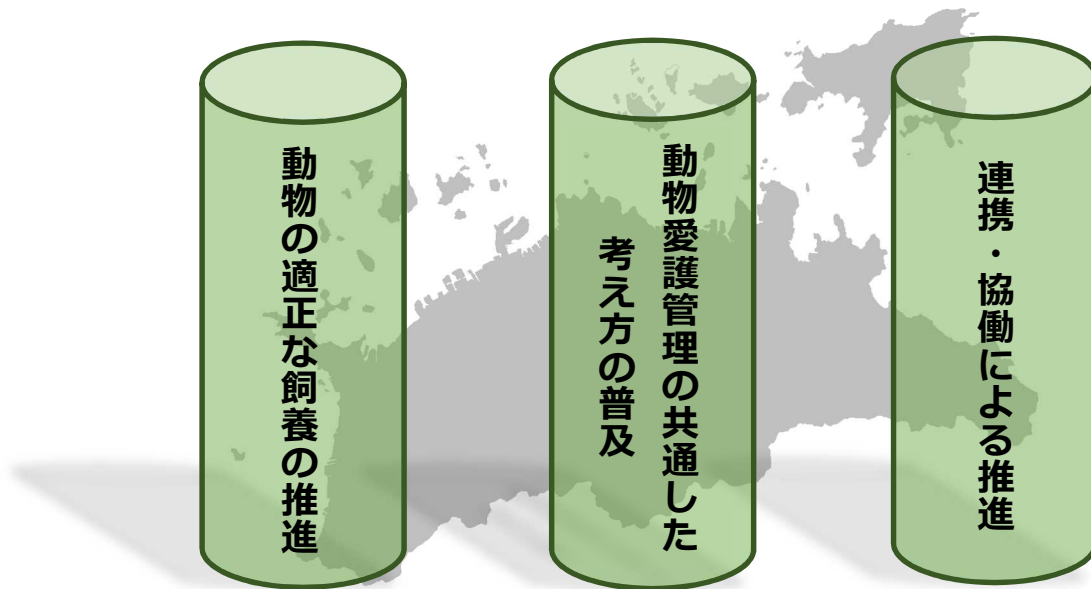


さぬき動物愛護センター 全景

### Ⅲ 計画の基本方針

#### 1 計画の3つの柱

この計画の各施策は、



を3つの柱として作成しています。

#### ○ 動物の適正な飼養の推進

動物の健康と安全を守り、動物による危害及び周辺的生活環境が損なわれる事態等を防止するために、動物を適正に飼養することは、飼い主の責任です。この責任を果たすことは、動物が「家族の一員」から「地域の一員」として受け入れられるために最も重要なことです。こうしたことから、動物の適正な飼養と飼い主責任を促す各施策の中で進めていきます。

#### ○ 動物愛護管理の共通した考え方の普及

人と動物との調和のとれた共生社会づくりを実現するためには、動物の飼い主だけでなく、広く県民の間に共通した動物の愛護及び管理に関する考え方が必要です。このための自主的な取組みを促すことができる施策を、地域、学校、家庭等において展開していきます。

#### ○ 連携・協働による推進

動物に係る問題は、地域に密着したものから、広域的なものまでさまざまであり多くの人が関係していることから、それぞれの立場の人々の役割を明確にし、その役割を果たすための連携・協働により各施策を推進します。

## 2 担うべき役割

人と動物との調和のとれた共生社会づくりに、それぞれが次の役割を担います。

### ○ 県・高松市の役割

県は動物の愛護及び管理の方向性を示し、情報発信等広域的な役割を担うとともに、市町間の調整や市町・関係団体等の地域における取組みの支援をします。

中核市である高松市は、県と共同で開設したさぬき動物センターの運営に取り組むほか、県の役割と市町の地域的な役割の二つを併せ持ちます。

- さぬき動物愛護センターは、動物愛護管理の普及啓発や犬猫の譲渡の推進をはじめ、人と動物に共通する感染症対策や災害時の動物対策において、ボランティアや関係団体等と連携・協働し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するための拠点としての役割を果たします。
- 保健所は、飼い主、動物取扱業者等への適正な飼養管理の指導や、地域の実情に応じた普及啓発等の地域的な役割を担います。

### ○ 市町の役割

市町は、地域に密着した問題解決のため、それぞれの実情に即した対応が必要です。そのためには、地域住民や、動物愛護推進員などのボランティアとの連携・支援が重要です。また、災害対策として、避難所の指定、整備などの重要な役割もあります。

### ○ ボランティアの役割

ボランティアは、県民の身近な存在として、特性を生かした活動により行政や関係団体等との橋渡し役などの役割を果たします。

- 動物愛護推進員は、地域における飼い主等への適正飼養の普及啓発、繁殖防止措置等の助言のほか、行政の施策への協力等を行います。
- 譲渡ボランティアは、さぬき動物愛護センターと連携し、犬猫の適正な譲渡の推進と、譲渡を通じた適正飼養の普及啓発を行います。
- そのほか動物愛護管理に係るボランティアは、県や市町、関係団体等と連携し、人と動物との調和のとれた共生社会に向けた活動を行います。

### ○ 県民の役割

県民は、動物を飼っている方も飼っていない方も一人ひとりが、その地域や家庭において動物に対する相互理解を深め、県や市町、関係団体等の事業や活動に協力等を行うことによって、人と動物との調和のとれた共生社会に向けた努力が必要です。

## ○ 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生態、習性等を理解し、最後まで適正に飼養するなどの飼養動物に対する責任を果たすとともに、法律を守り、地域に配慮して飼養する等の社会に対する責任があります。

## ○ 動物取扱業者等の役割

動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守することはもちろんですが、自らが動物の飼養者としての責任を果たし、動物の飼養の模範となり、県民へ適切なアドバイスをすることにより、動物の生態、習性や適切な飼養方法等の知識を広めていく立場にあります。

## ○ 獣医師の役割

獣医師は、動物の疾病の予防や治療に携わるだけでなく、その専門的知識を活かし、人と動物に共通する感染症対策など人の健康を守る上においても重要な役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。

## ○ 関係団体等の役割

動物に関わる団体等は、県や市町のパートナーとして、動物愛護管理施策への協力や独自の事業の実施を通して、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していく役割を担います。

### 動物愛護管理の拠点

#### 《 さぬき動物愛護センター しっぽの森 》

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、高松市と共同で平成 31 年 3 月、「さぬき動物愛護センター しっぽの森」を開設しました。

##### ① 動物愛護管理に関する普及啓発

獣医師会等の関係団体、民間のボランティアや地域の民間事業所・企業等と連携しながら、動物愛護管理に関する普及啓発に努めます。

##### ② 犬猫の譲渡の推進

保健所に収容した犬猫のうち、譲渡の適性があると認められる犬猫を適切に管理し、譲渡ボランティア等との連携を図りながら、新しい飼い主への適正な譲渡を積極的に進めます。

##### ③ 災害時の動物対策の推進

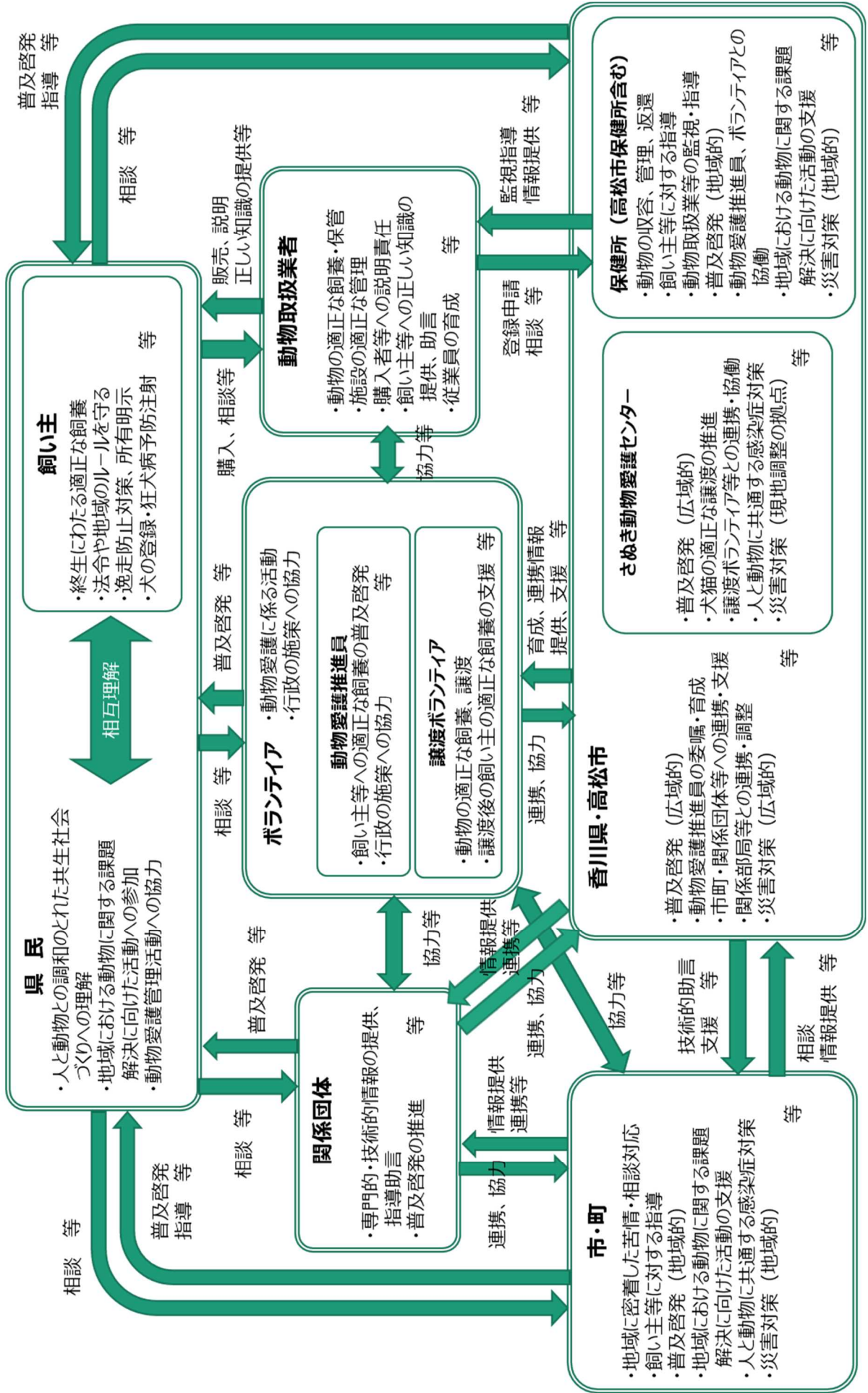
災害発生時に避難所へ同行避難した飼い主と家庭動物への支援や、災害時動物対策に関する普及啓発に努めます。

##### ④ 人と動物に共通する感染症対策の推進

人と動物に共通する感染症についての調査を行い、正確な情報の発信や正しい知識の普及啓発に努めます。



# 動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係

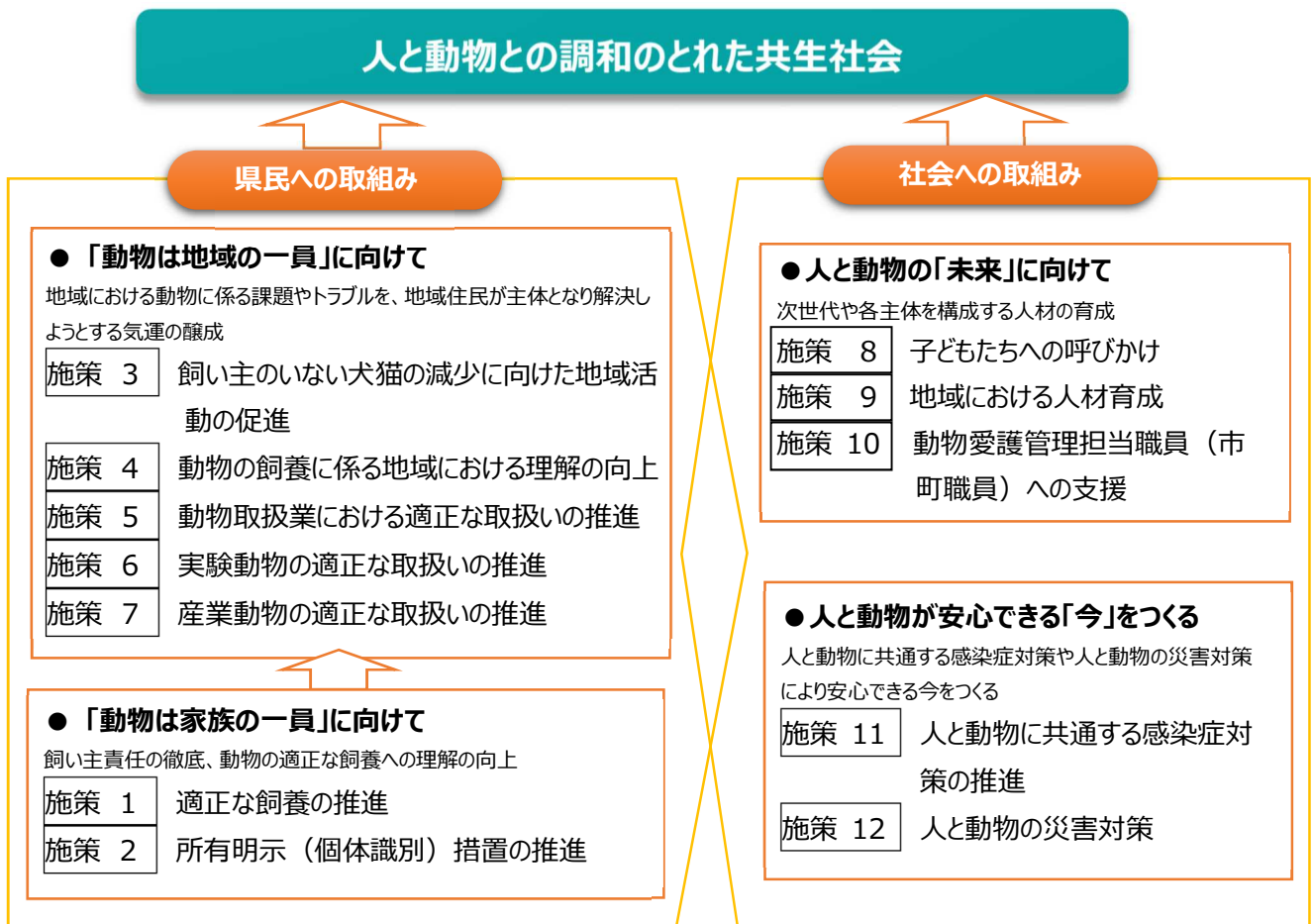


## IV 具体的な取組み

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向け、この計画の基本方針を礎に、県民への取組みと地域社会への取組みを進めます。

このため、県民への取組みについては、飼い主だけでなく県民一人ひとりに「動物は家族の一員」として共に暮らすことへの共通理解が浸透するための取組みを推進し、飼養する動物が地域で受け入れられるとともに、動物に係る課題を地域において連携・協働し解決できるよう、「動物は地域の一員」をテーマに、地域における施策を推進します。

また、社会への取組みについては、人と動物の「未来」に向けての取組みと、安心できる「今」をつくるための取組みをテーマに施策を推進します。



## 1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

### 施策 1 適正な飼養の推進

#### ○ 動物に対する責任意識の浸透

安易な気持ちでの動物の飼養を抑止し、飼い始めたら最後まで責任を持って適正に飼う終生飼養の徹底を図るため、動物種に応じた啓発資材を活用し、関係団体等と協働し、講習会の開催などさまざまな機会を捉えて動物の特性や習性に関する知識の啓発を図ります。

また、飼い主が法令を守り、動物への責任と「家族の一員」としての自覚を持つことが大切であり、犬の登録及び狂犬病予防注射、犬のけい留飼養や猫の屋内飼養の推進など、動物の健康や安全を確保するとともに、動物による危害の防止や生活環境の保全が図られるよう、社会のルール遵守やマナーの向上を推進します。

さらに、令和元年の法改正により、特定動物の愛玩目的での飼養・保管が禁止されたことについて周知するとともに、特定動物の飼養・保管に係る法令遵守が徹底されるよう監視・指導を行います。

#### ○ 不妊去勢措置の推進

自らが責任を持って適正に飼養できる数を超えた繁殖を防止するため、飼い主に対して不妊去勢措置の必要性を積極的に啓発します。

特に、犬猫については、適正に飼うことが困難となるおそれがある場合、不妊去勢手術等の繁殖制限を行うことが飼い主の義務であることを周知するとともに、不妊去勢手術に対する市町の補助制度について情報提供します。また、さぬき動物愛護センターにおいては、譲渡時に不妊去勢手術を実施するとともに、譲渡後に実施される場合には、確実に行われるよう支援します。

#### ○ 動物の遺棄・虐待の防止

動物の終生飼養の大切さを広く浸透させるとともに、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知を図り、警察等と連携して、遺棄及び虐待等の禁止行為の防止に努めます。

また、獣医師による虐待の通報が義務化されたことを周知するとともに、通報のあった動物の虐待等の事案に迅速かつ適切に対応するため、警察等との情報共有・協力体制の構築を図ります。

#### ○ 飼養動物の逸走防止と返還率の向上

飼い主に対して、動物の安全と健康の確保や、動物による危害や生活環境被害の

防止のため、逸走防止策の必要性和動物種に応じた具体的な飼養方法について情報提供するとともに、行方不明になった場合に、飼い主として、捜索や、保健所・警察等への連絡が必要であることや、その連絡先について周知を図ります。

また、保健所に収容された迷い犬猫については、引き続き、可能な限り期間を延長し、その情報をホームページへ掲載するとともに、掲載先の周知や、ボランティアや関係団体等と連携した迷い犬猫の情報の効果的な周知方法について検討します。

### ○ 収容された犬猫の適正な譲渡の推進

譲渡した犬猫が終生にわたり適正に飼養されるよう、収容された犬猫の適正な譲渡を推進します。適正な譲渡には、①新しい飼い主に譲渡するまでの犬猫の飼養管理や社会化、②譲渡希望者への適正な飼養に必要なルールや知識の講習、③責任を持って適正に飼養できる者への譲渡、④譲渡後の適正な飼養の支援が不可欠です。これらが着実に実行できるようボランティアや関係団体等との連携・協働体制を強化し、その体制の一つとして、犬猫の飼養管理や社会化を行うボランティア制度の整備を検討します。

また、譲渡事業の周知やインターネット等を活用した情報発信、譲渡ボランティアの活動を支援することにより犬猫の譲渡の機会の増加を図ります。さらに、他自治体と連携した広域譲渡について検討します。

## 施策 2 所有明示（個体識別）措置の推進

### ○ 所有明示の方法と必要性の普及

所有明示の措置は、動物の盗難や迷子の発生防止に役立つとともに、迷子になった動物や災害時に逸走した動物の飼い主の発見を容易にするために必要です。市町や関係団体等と連携し、その必要性を啓発するとともに、動物の種類に応じた所有明示の方法（猫の迷子札、鳥の脚環等）を周知することにより、所有明示の実施率の向上を図ります。

また、飼い主の連絡先等が視認できる形での所有明示は、より早く飼い主のもとに動物が戻ってくる可能性が高いことから、マイクロチップとの併用など、より効果のある方法が定着するよう取り組みます。

特に、犬については、鑑札と注射済票を装着することが、狂犬病予防法で定められた飼い主の義務であるとともに、所有明示の方法としても有効であることから、市町と協働で、鑑札や注射済票の装着の徹底を図ります。

### ○ マイクロチップ装着の促進

販売される犬猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録が義務化されたことに伴い、今後、マイクロチップ装着の意義や役割を周知し、新しい制度の定着に努めます。また、マイクロチップ未装着の犬猫についても装着に努めるよう、飼い主に求められていることから、関係団体等と連携し、マイクロチップによる個体識別の有用性を啓発し、広く普及していきます。

また、市町、警察等と連携し、マイクロチップリーダーを活用し、遺棄の防止や返還の促進のための体制整備を検討します。

## 2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

### 施策 3 飼い主のいない犬猫の減少に向けた地域活動の促進

#### ○ 野犬減少対策

野犬が多い地域において、人への危害や生活環境の被害の解決を図るため、野犬問題を地域の課題として捉え、野犬の住みかとならない環境づくり、遺棄や無責任な餌やり行為の抑止、飼い犬の適正飼養など、地域住民が主体となり保健所や市町等と連携した野犬の増えない・いない地域づくりのための活動が重要です。このため、身近に野犬がいることや、無責任な餌やり行為などにより野犬が繁殖していることのリスクについて、住民や関係機関等が共通認識を持つための啓発資材を作成し、地域住民が主体となった活動が促進されるよう働きかけます。

また、地域での取組み事例を市町、自治会等と情報共有することにより、県内の各地域における活発な活動の促進に活用します。

#### ○ 野良猫減少対策

野良猫による糞尿等の被害や住民間の感情的なトラブルの解決を図るため、その地域の住民の合意のもと、地域の実情や課題に応じたルール作りやこれらの活動を、地域住民が主体となり行うことが必要です。このため、給餌・給水の管理や不妊去勢措置の実施、排せつ物の適切な処理といった地域猫活動等の活動を、市町、動物愛護推進員、獣医師や関係団体等と協働しながら、支援します。

また、地域猫活動等の野良猫による問題の解決に取り組む地域の事例を広く情報提供することにより、各地域における、より一層の活動の促進に努めます。

#### **施策 4 動物の飼養に係る地域における理解の向上**

飼い主のいない犬猫に対する後先を考えない無責任な餌やりや野生動物への接触は、動物による危害や生活環境被害を引き起こす要因となるだけでなく、結果として、それら動物そのものの安全や生態系にも影響を及ぼすことについて、共通理解を持つため、市町や関係団体等と連携し、地域住民への働きかけを進めます。

また、動物を飼うことは社会に対する責任も負うことを啓発するとともに、多頭飼育や放し飼いのような地域に与える影響が大きい問題について市町等と連携し解決を図ります。

#### **施策 5 動物取扱業における適正な取扱いの推進**

動物取扱業者は、動物の適正な飼養を社会全体に広め定着させることに対して、動物の取扱いのプロフェッショナルとしての役割と責任を有しています。

動物取扱業者が動物の飼養に関して県民の手本となり、飼い主の相談窓口の一つとして、その役割と責任が担えるよう責任者研修等を通して指導、助言をしていきます。

また、令和元年の法改正に伴い、動物取扱業者に対する規制が強化されたことから、新たな制度を周知するとともに、法令を遵守するよう、指導・監視を強化します。

#### **施策 6 実験動物の適正な取扱いの推進**

研究機関等の実験動物飼養状況について、関係機関等と連携して把握するとともに、「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等の普及啓発により管理者等による適正な管理を推進します。

また、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を提供するとともに、緊急時の対応について検討するよう管理者等に働きかけます。

#### **施策 7 産業動物の適正な取扱いの推進**

産業動物に係る管理者及び飼養者に対し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等の周知徹底を図り、産業動物に起因する感染症の疾病予防など、関係部局が連携して産業動物の適正な取扱いや、施設の管理について普及啓発を行います。

### 3 人と動物の「未来」に向けての取組み

#### 施策 8 子どもたちへの呼びかけ

関係機関や幼児・児童教育の専門家などの意見を聞きながら、成長段階に応じた適切な教材を作成し、動物を愛護する心を育てるとともに、動物と共生していく上で人が果たすべき責任や役割について学ぶことができるよう、教育機関等と連携し、普及啓発を進めていきます。また、動物に対する関心や愛情を効果的に深められるよう、ふれあい・展示を行う動物取扱業者等と連携した体験型の学習の機会を設けることができるよう連携を進めます。

動物を飼育している学校や保育園等については、教職員など管理者を対象として動物の適正な飼養や人と動物に共通する感染症について啓発を行い、動物と子どもたち双方の健康や安全を確保できるよう支援します。

#### 施策 9 地域における人材の育成

##### ○ 動物愛護推進員、ボランティア活動の推進

動物の愛護と管理に関する基本的な考え方や動物の取扱いについての共通理解を、地域住民に浸透させるうえで、動物愛護推進員や譲渡ボランティアなどが行っている活動が社会に与える影響が大きいことから、動物愛護管理の活動に必要な知識や技術の習得の機会や意見交換・情報共有の場を提供し、ボランティアの特性を生かした活動ができるよう支援します。また、地域における動物に係るさまざまな課題を一緒に解決できるよう、連携・協働体制の構築を進めます。

##### ○ 地域における自主的な活動の促進

地域で抱える動物に関する課題を解決するために地域住民自らが主体となった活動を促進するため、自主的な活動を行っている自治会等に対して、市町と連携し、動物に起因する地域の諸問題への解決に向けた活動を支援します。

また、各地域において、自発的な活動が活発に行われるよう、地域における特色のある活動や取組み事例について、広く情報発信します。

##### ○ 民間事業所における動物愛護の推進

民間事業所等において社会活動の一環として行う動物愛護や適正な飼養の普及啓発等の活動を支援し、広報することにより、各地域における、民間事業所等の協働による人と動物との調和のとれた共生社会の実現のための活動の促進を図ります。

## 施策 10 動物愛護管理担当職員（市町職員）への支援

令和元年の改正法において、市町においても動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされたことから、動物愛護管理担当職員を育成するための専門的な知識や技術の習得に係る研修会を開催する等の支援を行います。また、動物の愛護及び管理に係る課題は、広範かつ多岐にわたることから、動物愛護管理担当職員のみならず関係行政機関の情報交換の機会を充実させることにより、事例の情報共有と活用ができるよう支援します。

## 4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

### 施策 11 人と動物に共通する感染症対策の推進

#### ○ 人と動物に共通する感染症に関する知識の普及啓発

人と動物に共通する感染症から人と動物の健康を守るために、動物取扱業などの事業者やボランティア、教育関係者等に対し、獣医師等の協力を得て、人と動物に共通する感染症に関する情報を発信するとともに、広く県民にも、正しい知識の普及啓発を行います。

特に、狂犬病については、国内への侵入リスクが高まっていることから、犬の登録や狂犬病予防注射の義務とその重要性について、市町等と連携して、啓発を図ります。

#### ○ 人と動物に共通する感染症の実態調査

人と動物に共通する感染症の正しい情報を発信するため、人と動物に共通する感染症に関する調査を実施します。

#### ○ 人と動物に共通する感染症に関するガイドラインの作成

社会に大きな影響を与える狂犬病などの人と動物に共通する感染症に関して、県内において発生した際のガイドラインを作成し、関係機関等との連携体制を整備します。

### 施策 12 人と動物の災害対策の推進

#### ○ 飼い主への災害対策についての普及啓発

飼い主責任を基本とした同行避難となるよう、飼養場所の防災対策、ケージや餌等のペット用の避難用品の確保、所有明示をはじめとした、平常時からの備えについての普及啓発や、地域における防災訓練において同行避難する意識づくりを進めます。



### ○ 災害発生に備えた連携体制の強化

昨今、国内で災害が多発していることや、国の防災基本計画に、獣医師会や動物取扱業者等との連携に努めるよう明記されたことを受け、地域防災計画や関係団体と結んだ協定をもとに、各関係団体等との連携体制の強化を推進します。

また、市町や自治会等による同行避難した飼い主と家庭動物の受け入れ体制の整備や関係団体、ボランティア等との協働による活動等が促進されるよう支援します。さらに、広域的な災害に備え、国や他都道府県等と相互に連携が図ることができる体制について検討します。

家庭動物以外の動物（産業動物等）の災害対策についても、関係機関等と連携・情報共有を図ります。

## 実現に向けての指標（数値目標）

- 令和 12 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 50%減を目指す
- 令和 12 年度の猫の殺処分数について、令和 2 年度比 20%減を目指す

### ☆ 犬の殺処分数減少に向けた短期重点目標

- 令和 7 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 25%減を目指す

## **V 計画の実現に向けて**

### **1 計画の周知及び情報提供**

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報誌、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

### **2 実施計画の策定**

重点テーマを定めた実施計画を毎年度策定し、具体的な施策を実施していきます。

### **3 評価・検証と見直し**

本計画の達成状況は、香川県動物愛護推進懇談会において評価・検証を行います。県は、懇談会の定期的な評価・検証の結果と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に動物愛護管理推進計画の見直しを行います。